

鳥取県公報

令和元年8月20日(火) 第9128号

毎週火・金曜日発行

目 次 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(185)(経営支援課)・・・・・・・・・2 ◇告 示 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(186)(水産課)・・・・・・・・・・3 漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (187) (1)・・・・・・・・・・・・・6 漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(188)(〃)・・・・・・・・・・・・・・・6 指定障害児通所支援事業の廃止の届出 (189) (中部総合事務所福祉保健局)・・・・・6 選挙管理委員会の招集 (18) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ◇ 選管告示 労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等(1)(労働委員会事務局)・・・・・・7 労委告示 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活環境課)・・・・・・・・・8 ◇ 公 落札者の決定(空港港湾課)・・・・・・・・・・・・・・・・・9 ◇ 調達公告

示

鳥取県告示第185号

平成23年鳥取県告示第496号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

令和元年8月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第4条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例に よる。

令和元年8月20日

鳥取県知事 平 井 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

		改正		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		改正前						
		, <u> </u>				,						
1	規則第3条第	第1項の利子	補給率		1	1 規則第3条第1項の利子補給率						
	農業近代化		利子補給率			農業近代化		利子補給率				
	資金の種類	農業近代	法第2条	法第2条		資金の種類	農業近代	法第2条	法第2条			
		化資金融	第2項第	第2項第			化資金融	第2項第	第2項第			
		通法 (昭和	1号に掲	2 号から			通法 (昭和	1号に掲	2 号から			
		36年法律	げる融資	第 5 号ま			36年法律	げる融資	第 5 号ま			
		第202号。	機関が同	でに掲げ			第202号。	機関が同	でに掲げ			
		以下「法」	条第1項	る融資機			以下「法」	条第1項	る融資機			
		という。)	第2号か	関が同条			という。)	第 2 号か	関が同条			
		第2条第	ら第4号	第1項第			第2条第	ら第4号	第1項第			
		2 項第 1	までに掲	2 号から			2 項第 1	までに掲	2 号から			
		号、第2	げる者に	第4号ま			号、第2	げる者に	第4号ま			
		号、第4号	貸し付け	でに掲げ			号、第4号	貸し付け	でに掲げ			
		及び第5	る場合	る者に貸			及び第5	る場合	る者に貸			
		号に掲げ		し付ける			号に掲げ		し付ける			
		る融資機		場合			る融資機		場合			
		関が同条					関が同条					
		第1項第					第1項第					
		1 号に掲					1号に掲					
		げる者に					げる者に					
		貸し付け					貸し付け					
		る場合					る場合					
	1 規則別	年1.28	年1.28	年0.88		1 規則別	年1.27	年1.27	年0.87			
	表第1号	パーセント	パーセント	パーセント		表第1号	パーセント	パーセント	パーセント			
	に掲げる					に掲げる						
	資金					資金						
	2 規則別	年1.28	年1.28	年0.88		2 規則別	年1.27	年1.27	年0.87			
	表第2号	パーセント	パーセント	パーセント		表第2号	パーセント	パーセント	パーセント			
	に掲げる					に掲げる						
	資金					資金						
	3 規則別	年1.28	年1.28	年0.88		3 規則別	年1.27	年1.27	年0.87			
	表第3号	パーセント	パーセント	パーセント		表第3号	パーセント	パーセント	パーセント			
	に掲げる					に掲げる						

資金			
4 規則別	年1.28	年1.28	年0.88
表第4号	パーセント	パーセント	パーセント
に掲げる			
資金			
5 規則別	年1.28		
表第5号	パーセント		
に掲げる			
資金			
6 規則別	年1.28		
表第6号	パーセント		
に掲げる			
資金			
7 規則別		年1.28	年0.88
表第7号		パーセント	パーセント
に掲げる			
資金			
8 規則別	年1.28	年1.28	年0.88
表第8号	パーセント	パーセント	パーセント
に掲げる			
資金			

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は	年0.035パーセン
第8号に掲げる資金のうち当	<u> </u>
該資金を借り受けた者の住所	
地を所管する市町村が <u>年</u>	
0.035パーセントの割合で利	
子補給金を交付するもの	

資金			
4 規則別	年1.27	年1.27	年0.87
		パーセント	
に掲げる			
資金			
5 規則別	年1.27		
表第5号	パーセント		
に掲げる			
資金			
6 規則別	年1.27		
表第6号	パーセント		
に掲げる			
資金			
7 規則別		年1.27	年0.87
表第7号		パーセント	パーセント
に掲げる			
資金			
8 規則別	年1.27	年1.27	年0.87
表第8号	パーセント	パーセント	パーセント
に掲げる			
資金			
規則第3条第	第2項の利子	- 補給家	

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は	年0.04パーセン
第8号に掲げる資金のうち当	<u> </u>
該資金を借り受けた者の住所	
地を所管する市町村が <u>年0.04</u>	
パーセントの割合で利子補給	
金を交付するもの	

鳥取県告示第186号

平成23年鳥取県告示第497号 (漁業近代化資金の利子補給率について) の一部を次のように改正する。

令和元年8月20日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年鳥取県規則第61号)第3条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例に よる。

令和元年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後							改正前						
1 規則第	2条第1	項の利子	補給率			. .	1 規則第2	2 条第 1 🛚	質の利子	補給率			
漁業近代	漁業近代 利子補給率						漁業近代		禾	刂子補給꼭			
化資金の	漁業近	法第2	法第2	法第2	法第2		化資金の	漁業近	法第2	法第2	法第2	法第2	
種類	代化資	条第2	条第2	条第2	条第2		種類	代化資	条第2	条第2	条第2	条第2	

1 1 1	. 1 1	111	1	l		l
金融通 項第 5 項第			金融通 項第5			
法(昭号に掲号に			法(昭号に掲			
和44年 げる融 げる			和44年 げる融			
法律第資機関資格			法律第資機関			
52号。 が、同が、	同る融資が、	、同日日日	52号。 が、同	が、同	る融資	が、同
以 下 条第1 条第	育 1 機 関 条 g	第 1	以 下 条第1	条第1	機関	条第1
「法」 項第1 項第	第6 が、同項領	第 6	「法」項第1	項第6	が、同	項第6
とい号から号に		から	と い 号から	号に掲	条第1	号から
う。) 第 第 5 号 げる	3者 項第 6 第 1	10 号	う。) 第 第 5 号	げる者	項第6	第10号
2条第 まで及 に賃	貸し 号から まっ	でに	2 条第 まで及	に貸し	号から	までに
2 項第 び第10 付け	ナる 第10号 掲り	げる	2項第 び第10	付ける	第10号	掲げる
1号か号に掲場合	までに者	(同	1 号か 号に掲	場合	までに	者(同
ら第4 げる者	掲げる項類	第10	ら第4 げる者		掲げる	項第10
号まで (令第	者(同号)	に掲し	号まで (令第		者(同	号に掲
に掲げ 5条に	項第10 げ	る者	に掲げ 5条に		項第10	げる者
る融資規定す	号に掲にる	あっ	る融資規定す		号に掲	にあっ
機関る団体	げる者てり	は、	機関る団体		げる者	ては、
が、同に限	にあっ 令負	第 5	が、同に限		にあっ	令第5
条第1 る。) に	ては、条り	に規	条第1 る。)に		ては、	条に規
項第1貸し付	令第5定	する	項第1 貸し付		令第5	定する
号からける場	条に規団		号から ける場		条に規	
第5号合	定するを	除	第5号合		定する	を除
まで及	団体く。		まで及		団 体	く。) に
び第10	を除貸	し付	び第10		を除	貸し付
号に掲	く。) に けっ		号に掲			ける場
げる者	貸し付合		げる者		貸し付	合
(漁業	ける場		(漁業		ける場	
近代化	合		近代化		合	
資金融			資金融			
通法施			通法施			
行令			行令			
(昭和			(昭和			
44年政			44年政			
令 第			令 第			
209号。			209号。			
以下			以下			
「令」			「令」			
٤ ١١			とい			
う。)第			う。) 第			
1条第			1条第			
3 号に			3 号に # ウェ			
規定する。			規定する。			
る団体			る団体			
に限った。			に限った。			
る。)に	l l		る。) に			

1.1		貸し付]					1		貸し付			1	
		貝し刊ける場								する場				
		ける場合								ける場合				
	1 規則		年1 00	年1 90	年1 90	年1 00		1	担印		年 1 07	年1 97	年1.27	年1.07
													<u>牛1.21</u> パーセ	
			パーセ			_								
	1号の	<u> </u>	<u>ント</u>	<u>ント</u>	<u>ント</u>	<u>ント</u>				ント	<u>ント</u>	<u>ント</u>	<u>ント</u>	<u>ント</u>
	1 に掲								に掲った					
	げる資								る資					
-	金 担 叫	左1 00	F 1 00	Æ 1 00	F1 00	左1 00		金		F 1 07	F 1 07	左1 07	F 1 07	左1 07
	2 規則												年1.27	
			パーセ										パーセ	
	1号の	<u> </u>	<u>ント</u>	<u>ント</u>	<u> </u>	<u>ント</u>				<u>ント</u>	<u> </u>	<u>ント</u>	<u>ント</u>	<u>ント</u>
	2 に掲								に掲って					
	げる資								る資					
_	金							金						
	略	F	H	F	F	F		略		H	F	F	F	F 6 5 =
	4 規則												年0.87	
			パーセ										パーセ	_
	3号に	<u>ント</u>	ント	ント	<u>ント</u>	<u>ント</u>				ント	<u>ント</u>	ント	<u>ント</u>	<u>ント</u>
	掲げる								げる					
	資金							資						
	5 規則	年1.28	年1.08	年1.28	年0.88	年0.88		5	規則	年1.27	年1.07	年1.27	年0.87	年0.87
			パーセ	パーセ	パーセ	パーセ		別	表第	パーセ	パーセ	パーセ	パーセ	パーセ
	4号に	ント	ント	ント	ント	ント		4	号に	ント	ント	ント	ント	ント
	掲げる							掲	げる					
	資金							資	金					
	6 規則	年1.28	年1.08	年1.28	年1.28	年1.08		6	規則	年1.27	年1.07	年1.27	年1.27	年1.07
			パーセ										パーセ	
	5 号に	ント	ント	ント	ント	ント		5	号に	ント	ント	<u>ント</u>	ント	ント
	掲げる							掲	げる					
	資金							資	金					
	7 規則	年1.28	年1.08	年1.28	年1.28	年1.08		7	規則	<u>年1.27</u>	年1.07	年1.27	年1.27	年1.07
	別表第	パーセ	パーセ	パーセ	パーセ	パーセ		別	表第	パーセ	パーセ	パーセ	パーセ	パーセ
	6 号に	ント	ント	ント	ント	ント		6	号に	ント	ント	ント	ント	ント
	掲げる							掲	げる					
	資金							資	金					
	8 規則			年1.28	年0.88	年0.88		8	規則			年1.27	年0.87	年0.87
	別表第			パーセ	パーセ	パーセ		別	表第			パーセ	パーセ	パーセ
	7号に	_	_	ント	ント	ント		7	号に	_	_	ント	ント	ント
	掲げる							掲	げる					
	資金							資	金					
	9 規則	年1.28	年1.08	年1.28	年0.88	年0.88		9	規則	年1.27	年1.07	年1.27	年0.87	年0.87
	別表第	パーセ	パーセ	パーセ	パーセ	パーセ		別	表第	パーセ	パーセ	パーセ	パーセ	パーセ
	8 号に	<u>ント</u>	ント	ント	ント	ント		8	号に	ント	<u>ント</u>	ント	ント	ント
	掲げる								げる					
1		1	I	1	l l	1	1 1	l · ·		I	1	I	1	ı

資金 資金 2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率 2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率 利子補給率を上乗せする資金 上乗せする率 利子補給率を上乗せする資金 上乗せする率 規則別表第3号又は第4号に掲げる 年0.035パーセン 規則別表第3号又は第4号に掲げ年0.04パーセント 資金のうち当該資金を借り受けた者 ト る資金のうち当該資金を借り受け の所在地を所管する市町村が年 た者の所在地を所管する市町村が 0.035パーセントの割合で利子補給 年0.04パーセントの割合で利子補 金を交付するもの 給金を交付するもの

鳥取県告示第187号

平成8年鳥取県告示第251号 (漁業経営維持安定資金の貸付利率等について) の一部を次のように改正する。 令和元年8月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

令和元年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正 後		改正前			
貸付利率	貸付利率 利子補給率			利子補給率		
年0.07パーセント 年1.28パーセント			年0.08パーセント	<u>年1.27パーセント</u>		

鳥取県告示第188号

平成8年鳥取県告示第252号 (漁業経営安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。 令和元年8月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。 令和元年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後			改正前			
資金の種 類	貸付利率	利子補給率		資金の種類	貸付利率	利子補給率	
規則別表	年0.07パーセント	年1.28パーセント			年0.08パーセント	<u>年1.27パーセント</u>	
第3号の				第3号の			
資金				資金			
規則別表	年0.71パーセント	年0.64パーセント		規則別表	年0.715パーセン	年0.635パーセント	
第7号の				第7号の	<u>}</u>		
資金				資金			
その他の	年0.07パーセント	年1.28パーセント		その他の	年0.08パーセント	年1.27パーセント	
資金				資金			
<u> </u>							

鳥取県告示第189号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障

害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。 令和元年8月20日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿

名称	王たる事務所の所在地	所支援事業を行って	指定に係る障害児通所支 援事業を行っていた事業		廃止年月日
	77712	いた事業所の名称	所の所在地	種類	
特定非営利活	鳥取市気高町	スマイルセンター北栄	東伯郡北栄町弓原458	放課後等デ	令和元年8月
動法人因幡万	北浜三丁目158			イサービス	31日
笑の会					

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

令和元年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年8月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見

- 1 日時 令和元年8月30日(金) 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 県・市町村選挙管理委員会事務局担当者研修会の開催について
 - (2) その他

労働委員会告示

鳥取県労働委員会告示第1号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あっせ ん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

令和元年8月20日

鳥取県労働委員会会長 濱 田 由 紀 子

氏		名	住	所	現	職	等	委嘱年月日			
黒		豊	境湖	市	元鳥取県労働委員	会委員		令和元年7月10日			
					元鳥取県議会議員	L					
木	恵	子	鳥珥	克市	鳥取県労働委員会	委員		"			
					臨床心理士			<i>II</i>			
田	正	志	米三	子市	元鳥取県労働委員	会委員					
					弁護士			"			
脇	裕	之			鳥取県労働委員会	:委員		,,			
			,	,	特定社会保険労務	士		"			
本	充	弘	鳥耳	克市	元鳥取県労働委員	会委員		"			
					弁護士			"			
Щ	尊	生	米三	产市	鳥取県労働委員会	委員		,,,			
					弁護士			,,			
井	いす	ドみ	鳥耳	東市	鳥取地方裁判所民	:事調停委員		"			
					税理士			II			
		黒 木 田 脇 本 山	土 豊 木 恵 子 志 上 之 本 ウ 生 上	黒 豊 境流 木 恵 月 田 正 志 米 土 株 山 尊 生 米 土	黒 豊 境港市 木 恵 鳥取市 田 正 志 米子市 脇 裕 之 " 本 充 弘 鳥取市 山 尊 生 米子市	黒 豊 境港市 元鳥取県労働委員会元鳥取県労働委員会臨床心理士 土 島取市 鳥取県労働委員会臨床心理士 田 正 志 米子市 元鳥取県労働委員会特定社会保険労務 本 充 弘 鳥取県労働委員会弁護士 山 尊 生 米子市 鳥取県労働委員会弁護士 井 いずみ 鳥取市 鳥取地方裁判所民	黒 豊 境港市 元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県労働委員会委員 臨床心理士 田 正 志 米子市 元鳥取県労働委員会委員 弁護士 脇 裕 之 鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士 元鳥取県労働委員会委員 弁護士 山 尊 生 米子市 鳥取県労働委員会委員 弁護士 井 いずみ 鳥取市 鳥取地方裁判所民事調停委員	黒 豊 境港市 元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県労働委員会委員 臨床心理士 田 正 志 米子市 元鳥取県労働委員会委員 弁護士 脇 裕 之 鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士 本 充 弘 島取市 元鳥取県労働委員会委員 弁護士 井 いずみ 鳥取市 鳥取地方裁判所民事調停委員			

濱	田	由糸	己子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員(会長)	,,
					弁護士	
三	谷	裕沙	で郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員(会長代理)	,,
					弁護士	
山	本	信	善	IJ	元倉吉簡易裁判所裁判官	II
安養	专	淑	枝	"	鳥取県労働委員会委員	JJ
				"	元トミタ電機労働組合執行役員	"
池	内	保	子		元鳥取県労働委員会委員	
				"	元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会	n,
					事務局長	
澤	田	陽	子	東伯郡	鳥取県労働委員会委員	
					全日本自治団体労働組合鳥取県本部特別執行委員	"
田	中		穂		鳥取県労働委員会委員	
				"	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	"
松	﨑	浩	哉	米子市	鳥取県労働委員会委員	
					 全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行	JJ
					委員長	
本	Ш	博	孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員	
,	, .	, ,	•	7	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	JJ
Ш	崎		<u></u> 睦	米子市	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会書記	
			F-12	71.4.11.	長	JJ
若	槻	千	鶴		** 日本私鉄労働組合総連合会日ノ丸自動車支部執行	
	774		ming.	"	委員	II
稲	井	幾	Z .	倉吉市	元鳥取県労働委員会委員	
们日	开	戏	1	月口川	株式会社いない代表取締役会長	JJ
江	F	触	举	境港市	鳥取県労働委員会委員	
仁	几	拟	芙	児伦川	共和水産株式会社顧問	JJ
ıth	ш	±#-	志	<u> </u>		,,
柴	田			倉吉市	倉吉商工会議所事務局長	JJ
竹	上	順	十	米子市	鳥取県労働委員会委員	n
-	حلدمان	. 1- 1	1 7	A -11-	株式会社インタープロス代表取締役	
名	越	あり	ナみ	倉吉市	鳥取県労働委員会委員	JJ
<u></u>					株式会社ホテルセントパレス倉吉常務取締役	
林		浩		鳥取市	鳥取商工会議所事務局長	"
宮	城	定	幸	"	鳥取県労働委員会委員	JJ
					一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	
Щ	根	淳	史	米子市	米子商工会議所専務理事	II.
和	田	好	生	鳥取市	鳥取県労働委員会委員	JJ
					元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	
森	本	茂	樹	"	鳥取県労働委員会事務局長	平成31年4月1日
入	江	裕	之	IJ	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成30年4月1日

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及

び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年8月20日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者
 - (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以 下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場	受 講 対 象 者
初心者講習	令和元年9月12日午 前10時から午後3時 30分まで	·	琴浦大山、米子、境港及び黒 坂の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習	令和元年9月26日午 後1時30分から午後 4時30分まで	11	II

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間
 - ア 初心者講習 4時間30分
 - イ 経験者講習 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料
 - ア 初心者講習 6,800円
 - イ 経験者講習 3,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。
- 7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 鳥取空港航空灯火保守点検装置 一式

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 令和元年7月12日 日

4 落札者の名称及び所在地 株式会社有電社中国営業所

広島県広島市中区西十日市町9-9

5 落 札 金 額 40,150,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 入 札 公 告 日 令和元年5月31日 7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県県土整備部空港港湾課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220